失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第３５１号
宮城県仙台市泉区加茂四丁目20－２
申立人　高砂　　猛
本籍宮城県仙台市宮城野区原町三丁目11番地
最後の住所宮城県仙台市青葉区西勝山13-２
不在者　高砂　英明
昭和41年６月７日生
届出期間満了日　令和８年11月30日
仙台家庭裁判所

令和８年（家）第３８１号
宮城県亘理郡亘理町長瀞字河原78
申立人　渡辺　泰宏
本籍宮城県亘理郡亘理町長瀞字河原78番地
最後の住所宮城県亘理郡亘理町長瀞字河原78
不在者　渡辺　みき
昭和9年２月24日生
届出期間満了日　令和8年11月30日
仙台家庭裁判所

失 踪 宣 告

令和７年（家）第５８７号
本籍静岡県富士市中島182番地
最後の住所埼玉県東松山市松山町１丁目１番27号飯塚ハイツ松山101
不在者　佐野日出男
昭和40年２月７日生
令和８年７月16日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所熊谷支部
裁判所書記官

令和　７年（家）第　　８７６号
本籍宮崎県西臼杵郡高千穂町大字下野776番地
最後の住所宮崎県西臼杵郡高千穂町大字下野776番地１
不在者　田邉　幸美
昭和29年12月23日生
令和８年７月16日失踪宣告審判確定
宮崎家庭裁判所延岡支部
裁判所書記官

令和８年（家）第４号
本籍及び最後の住所三重県松阪市大黒田町１７５９番地
不在者　武市伸也
昭和４９年５月４日生
令和８年７月１７日失踪宣告審判確定
津家庭裁判所松阪支部裁判所書記官

令和７年（家）第１０４２６号
本籍和歌山県和歌山市築港５丁目17番地
最後の住所和歌山県和歌山市築港５丁目17番地
不在者　渡辺　栄身
昭和７年12月５日生
令和８年７月16日失踪宣告審判確定
和歌山家庭裁判所裁判所書記官

令和８年（家）第２３号
本籍熊本県八代市千丁町古閑出2560番地
最後の住所不明
不在者　作馬　チヨ
明治31年１月９日生
令和８年７月17日失踪宣告審判確定
熊本家庭裁判所八代支部裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和８年（ヘ）第１号
群馬県富岡市南蛇井1488番地２
申立人　石田　　裕
権利の届出の終期　令和８年７月15日
令和８年７月23日　　群馬富岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　富岡市南蛇井字山際乙1450番
山林　79平方メートル
⑵登記年月日番号　地上権設定　前橋地方法務局富岡支局大正６年４月４日受付第726号　地上権移転　前橋地方法務局富岡支局大正12年３月30日受付第623号　地上権移転　前橋地方法務局富岡支局昭和３年12月28日受付第3044号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　大正６年４月１日設定
目的　模範竹林造成
存続期間　大正６年４月１日から大正35年３月31日まで
地代　１年金48銭
支払期　毎年３月末日
地上権者　北甘楽郡吉田村大字南蛇井1090番地２
五十嵐秀次郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第５３９号
川崎市中原区中丸子364番地１
債務者　株式会社メディコサービス
代表者代表取締役　木谷　　浩
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊池　博愛
４　破産債権の届出期間　令和８年８月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午前11時
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５４０号
川崎市中原区中丸子364番地１
債務者　株式会社神奈川介護センター
代表者代表取締役　木谷　　浩
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊池　博愛
４　破産債権の届出期間　令和８年８月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午前11時
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１３７７号
福岡県大野城市御笠川二丁目５番５号
債務者　株式会社宮尾製作所
代表者代表取締役　小川　裕貴
１　決定年月日時　令和８年７月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚　祐弥
４　破産債権の届出期間　令和８年９月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月８日午前10時
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３９１号
静岡市葵区瀬名中央１丁目３番18号
債務者　有限会社伊清工務店
代表者取締役　羽田　博行
１　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅野　雄児
４　破産債権の届出期間　令和８年９月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月19日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４１号
北海道釧路市豊川町18番19号
債務者　株式会社前田美粧
代表者代表取締役　前田　俊明
１　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鍛冶　孝亮
４　破産債権の届出期間　令和８年10月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午後１時30分
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７２号
新潟県燕市道金字沢田1109番地３
債務者　株式会社日本通商
代表者代表取締役　矢澤由紀子
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齋藤　貴介
４　破産債権の届出期間　令和８年９月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所三条支部